これまでの栃木県における市町村への権限移譲の取組状況

1 現 状

県では、地方自治法第252条の17の2に基づき「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」等を定め、市町村への権限移譲を推進している。

◆ 市町村への権限移譲事務の状況

- ・ 平成 17 年 4 月 1 日現在、87 法令 1,185 事務を市町村に移譲(法令は権限条例の 項の数、規則委任分は1事務として算出)
- 1,185 事務のうち、すべての権限を移譲する一般事務が432 事務(全体の36%)、申請書等の受理・知事への送付を行う経由事務が753 事務(全体の64%)

2 権限移譲の推進方法

(1) 基本的な考え方

- ① 県と市町村との役割分担に基づき、市町村において処理することが適当な事務については、積極的に市町村へ移譲する。
- ② 県民の利便性の向上を図るとともに、市町村における効率的な事務の執行を確保するため、個別の事務を単位として移譲するものではなく、それに関連する事務を含めて一体的に移譲する。
- ③ 全市町村あるいは次のグループに対して一律に移譲することを基本とするが、各市町村の規模、組織体制、希望状況等についても配慮する必要があることから、広域性とのバランスや住民福祉の向上等の観点から妥当と認められる場合には、個別市町村への移譲も可能とするなど弾力的に対応する。
 - ・ 中核市 ・ 全市(中核市を除く) ・ 全町村
 - 個別法対象市町村(例 建築主事設置市、都市計画区域を有する市町村 等)

(2) 財源措置及び人的支援措置

① 財源措置

事務が軽微か否かに関わらず、原則として全ての事務について財源措置の対象とし、「栃木県市町村総合交付金」として措置

② 人的支援措置

説明会等の開催、事務処理マニュアル等の作成、人事交流の実施等

(3) 新規移譲事務の検討

上記基本的考え方に基づき、以下の検討手順で新規移譲に向けて検討を行っている。

- ① 県所管部局及び市町村は、「移譲(希望)事務検討調書」を県行政改革推進室(市町村は、県市長会又は県町村会を経由)あて提出する。
- ② 県は、移譲事務内容を関係市町村に説明を行うとともに、必要に応じて、全体説明会を開催し、移譲が可能とされた事務について、「移譲事務案」を作成する。
- ③ 県行政改革推進室は、「移譲事務案」について、市町村への意見照会(原則、県市長会及び県町村会を経由)を行い、意見等を踏まえ「県・市町村権限移譲等連絡調整会議※」での調整を経て、移譲事務を決定し、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定による移譲手続を行う。

※ 県(行革室・人事課・市町村課)、市長会、町村会、市代表4、町村代表9で 構成

3 移譲事務の概要

栃木県においては、平成17年4月1日現在、87法令1,185事務が市町村に移譲されている。 (法令は権限条例の項の数、規則委任分は1事務として算出)

1,185事務のうち、すべての権限を移譲する一般事務が432事務(全体の36%)、申請書等の受理・知事への送付を行う経由事務が753事務(全体の64%)となっている。

	区	分	全市町村対象			中核市対象	計	構成比
			知事部局	教育委員会	小計	知事部局	ĀΙ	1件1火儿
	権限条例	间項数	52	3	55	32	87	100%
	内訳	法令	41	1	42	26	68	78%
		条例	11	2	13	6	19	22%
	事務数	女計 (581	82	663	522	1185	100%
	法令別 内訳	法	466	51	517	200	717	60%
		政省令	34	0	34	236	270	23%
		条例	67	30	97	79	176	15%
		規則	14	1	15	7	22	2%
	事務別	一般	363	15	378	54	/ 432	36%
	内訳	経由	218	67	285	468	753	64%

4 市町村別移譲事務の概要

一般事務432事務について、市町村ごとに移譲の状況は異なるが、宇都宮市には、すべての事務が移譲されている。また、経由事務についても、宇都宮市には、既に一般事務として移譲されているものを除いて、すべて移譲されている。

区分	追加事務内容	権限条例 432事務	法令移譲済	計 432事務	追加事務数	構成比
全市町村		171	/	171	_	40%
特定市町村	法令等により事務・設 置が限定されたもの	221		221	50	51%
全市	戦傷病者特別援護 法、文化財保護条例	229		229	8	53%
佐野市・鹿沼市	建築主事関連	248		248	19	57%
栃木市	開発許可関連	280		280	32	65%
小山市	農地法、土地区画整 理法関連	346		346	66	80%
足利市	宅地造成規制法関連	366	/	366	20	85%
宇都宮市	保健衛生(保健所) 関連	308	124	432	66	100%

※ 特定市町村の欄は、法令等により事務及び設置が限定された市町村全部に移譲しているものであり、それ以下の欄については、該当ない市町村にも移譲しているものと見なして計算している。

5 部門別移譲数

אמערויתו ויוו						
部門	事務数	主な法令名				
総務	2法令 3事務	地方自治法、統計調査条例				
生活環境	11法令107事務	家庭用品品質表示法、大気汚染防止法、生活環境保全条例など				
保健福祉	39法令552事務	戦傷病者特別援護法、ひとにやさしいまちづくり条例、母子 及び寡婦福祉法など				
商工	10法令 67事務	商工会議所法、商工会法、工場立地法、砂利法、採石法など				
農林	3 法令 47事務	農地法、租税特別措置法(農地関連)、鳥獣保護法				
土木	19法令327事務	土地区画整理法、都市計画法、建築基準法、国有財産法など				
教 育	3法令82事務	文化財保護法、文化財保護条例など				
計	87法令1,185事務					